

ポイント 会社法においては、以下の三つの観点により区分されています。

A14

(1) 規模—大会社とその他の会社の2区分となります。

大会社・・・資本の金額が5億円以上又は負債の金額が200億円以上の株式会社

(2) 株主数

議決権を有する株主の数が1000人以上の株式会社とその他の会社の2区分となります。前者については、株主総会に際して株主に参考資料を交付し、書面投票の機会を提供しなければなりません。

(3) 公開性

定款に株式譲渡制限の定めがある会社以外の会社を公開会社といいます。

(4) 参考

以前は、会社の規模は資本の金額や負債の金額により次のように区分されていました。

大会社・・・資本の金額が5億円以上又は負債の金額が200億円以上の株式会社
中会社・・・大会社や小会社以外の株式会社（資本金が1億円強5億円未満かつ負債200億円未満の株式会社）
小会社・・・資本の金額が1億円以下で負債の金額が200億円未満の株式会社

